

第三者行為による傷病届について

～交通事故など第三者行為によるケガ・病気の治療を受けたとき～

第三者の加害行為によるケガ・病気とは？

- 交通事故(自損事故も含む)
- 暴力行為を受けた
- 他人の飼い犬に噛まれた



- 飲食店で食中毒にあった



- スキー場での接触事故 など



《次の場合は保険証を使えません》

❖ 通勤中や仕事中に第三者の行為によってケガなどをした場合

➡ 労災保険が適用されます。

❖ けんかによるケガ、また治療を受ける方が無免許運転などをしていたときは、保険証が使えない場合があります。



第三者行為による傷病届をお忘れなく！

自動車事故等の第三者行為によりケガや病気をしたときの治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。しかし、加害者に支払い能力がない場合や損害賠償に時間がかかるてしまうときなどには、被害者救済の観点から、必要な治療費を国保が立て替えられるようになっています。この場合、国保が後日、加害者に対して費用を請求することになります(第三者行為求償事務)が、その際「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、すみやかに提出をお願いします。

届け出がない場合、加害者または加害者が加入する保険会社に対して、国保からの請求ができないので、保険証を使って治療を受けた場合は必ず届け出を行ってください。



《交通事故にあったとき》

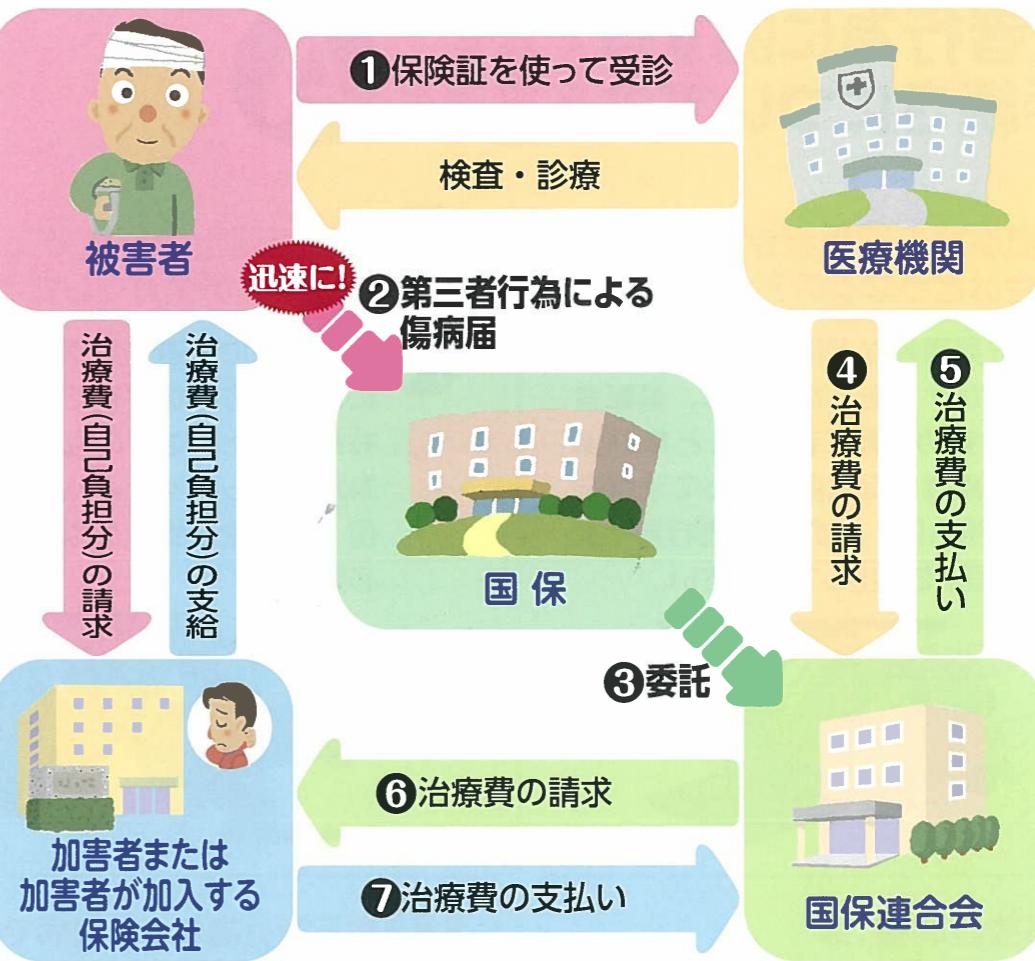
- ① 加害者の確認
・車のナンバー
・免許証
・自賠責保険証
・車検証など

- ② 警察へ連絡する
どんな小さな事故でも必ず警察に連絡をしましょう。
110

- ③ 病院へ
大したことがないと思っても必ず受診しましょう。

- ④ 国保へ連絡
まずは、電話連絡してください。

“第三者行為求償事務”的流れ



第三者の加害行為による傷病の届け出に必要なもの(交通事故の場合)

- 第三者行為による傷病届

※傷病の状況や、相手の保険加入状況などを記入します

- 交通事故証明書

- 事故発生状況報告書

- マイナンバーと本人確認できるもの

- 念書

国保

- 誓約書

届

- 保険証

- 印かんなど



次の点にご注意ください！

⚠ 交通事故にあったときには必ず警察に連絡をして「事故証明書」をもらってください。

⚠ 保険証を使って治療を受けたときは、示談する前に必ず届け出をしてください。示談を結んでしまうと加害者が支払うべき治療費を保険者として請求できなくなり、給付ができなくなる場合があります。

⚠ すぐに届出書を提出できない場合は、早急に国保の窓口に電話連絡し、後日できるだけ早く提出してください。